

卒業認定に関する方針（ディプロマシー）

1. 教育目的

本校は、教育基本法及び学校教育法にもとづき、簿記、税務、医療事務、法律、行政並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。

2. 卒業の認定

卒業の認定は、下記の表のとおり学科ごとに規定する修業年限以上在学し、学科ごとに定める授業時間数以上履修し、かつその該当する所定の授業科目及び単位数を修得し、最終学年の終わりに実施する卒業判定委員会において、卒業審査に合格した者について校長が行う。

学科	修業年限	授業時間数	単位数
ビジネス学科	2年	1,700時間以上	62単位以上
医療事務学科	2年	1,700時間以上	62単位以上
法律行政学科（2年制）	2年	1,700時間以上	62単位以上
法律行政学科（1年制）	1年	800時間以上	30単位以上

※各学科の修業年限の2倍を超えて在籍することはできない。

3. 称号の授与

卒業を認められる者のうち、2年制課程の卒業生には「専門士」の称号を授与する。